

20 条登録検査機関【給衛協 正会員】  
信頼性確保部門管理者 御中  
都道府県市水道行政担当 御中

一般社団法人全国給水衛生検査協会  
会長 奥村 明雄  
(代表印省略)

「令和 4 年度飲料水検査精度管理調査」の実施について  
(ご案内)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
当協会の事業運営については、平素格別の御高配を賜り深謝いたしております。  
さて、標記の件について、下記のとおり実施いたしますのでご案内申し上げます。  
なお、本調査は、当協会会員 20 条登録検査機関は参加が必須となっておりますので、  
ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業名

「令和 4 年度飲料水検査精度管理調査」

2. 実施主体

一般社団法人全国給水衛生検査協会 飲料水検査技術委員会

3. 実施内容と送付内容

※当協会から事務連絡で研修会等の連絡をメールでご案内する機関へは、  
下記の(1)～(3)を信頼性確保部門管理者宛にメール添付でお送りいたします。

※当協会から事務連絡で研修会等の連絡を文書・その他でご案内する機関へは、  
下記の(1)～(3)を郵便(USB)で信頼性確保部門管理者宛にお送りいたします。

- (1) 令和 4 年度飲料水検査精度管理調査(実施要領)
- (2) 令和 4 年度飲料水検査精度管理報告書(測定結果及びアンケート記入)
- (3) 令和 4 年度飲料水検査精度管理調査(アンケート)

(4) 試料の配付

試薬メーカーから配送業者を経由し、配付日は 10 月 24 日(月)としています。  
場所によっては、土日の配送も想定されますので、不在票が入っていれば配送  
業者に連絡していただき対応をお願いします。

※試料の配付先がご案内状と異なる場合、事務局へ 9 月 30 日(金)まで  
に、FAX か下記 E-mail 宛にご連絡下さい。

- (5) 令和 4 年度飲料水検査精度管理調査結果の報告期限  
令和 4 年 11 月 14 日(月) 必着

- (6) 令和4年度飲料水検査精度管理調査結果報告書提出先  
当協会 事務局宛
- (7) 令和4年度飲料水検査精度管理調査結果の報告等(研修会開催)  
大田区産業プラザPiO 令和5年3月6日(月)
4. 参加機関(会員は必須ですので、申し込みは必要ございません。)  
一般社団法人全国給水衛生検査協会 水道法第20条登録検査機関の全ての正会員とする。また、水道事業体等で参加を希望する組織の参加を認める。
5. 参加費  
1 機関1 検査所 38,000円(税込) (試料代等、送料)  
なお、1機関で複数の検査所の参加を希望する場合は、別途、同額の参加費となります。  
※令和4年12月末までお振り込みください。  
(請求書は、後日ご送付いたします。)
6. 受領書(譲受書)  
毒物及び劇物取締法の指定を受けていませんので、今年度は譲受書がありません。
7. 問合せ先 一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 中嶋・大和田  
〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6  
TEL:044-270-4375 FAX:044-270-4376 E-mail:kyueikyo@kyueikyo.jp

## 令和4年度 飲料水検査精度管理調査実施要領

### 1. 調査目的

本調査は、飲料水測定分析に従事する諸機関が、均一に調製された試料を分析することによって得られる結果と前処理条件、分析機器の使用条件等との関係その他分析実施上の具体的な問題点の調査を行うことにより、①分析機関におけるデータのばらつきの程度と正確さに関する実態を把握し、②参加機関の分析者が自己の技術を客観的に認識して、分析技術の一層の向上を図る契機とし、さらに、③各分析法についての得失を明らかにして、分析手法、分析技術の改善を図り、もって、分析の精度及び正確さの向上、データの信頼性の確保に資することを目的とする。

### 2. 分析対象項目

調査項目は、色度及びマンガンの2項目で、各項目について濃度の異なる2種類の溶液を配付する。

### 3. 配付試料の概要

配付試料

項目	No	送付量	容器材質	個数	備考
色度	1	500mL	ポリエチレンビン	1	水溶液
	2	500mL	ポリエチレンビン	1	
マンガン	3	500mL	ポリエチレンビン	1	水溶液 (試料1Lにつき 硝酸10mL添加)
	4	500mL	ポリエチレンビン	1	

配付試料の濃度範囲は次のとおりである。

項目	濃度範囲*
色度	1度～10度
マンガン	0.005 mg/L～0.1 mg/L

※濃度単位に注意すること。

### 4. 分析方法

分析方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法

(平成 15 年 7 月 22 日 厚生労働省告示第 261 号) のうち、第 1 号に掲げる事項のほか、下表のとおりとする。

項 目	分 析 方 法
色 度	別表第 35 比色法
	別表第 36 透過光測定法
マンガン	別表第 3 フレームレス—原子吸光光度計による一斉分析
	別表第 4 フレーム—原子吸光光度計による一斉分析
	別表第 5 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析
	別表第 6 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析

標準物質または標準液は、各機関で普段使用している試薬を用いること。

#### 5. 分析実施上の注意点

- 1) 試料到着後、決められた時間以内に検査を開始すること。
- 2) 分析値は、配付試料溶液中の濃度として報告する。
- 3) 分析を行う者は、日常当該分析項目の担当者とする。
- 4) 測定回数、検水量等本実施要領に記載していない事項は各検査機関の判断で実施すること。

※1) について配付日は 10 月 24 日(月)としているが、配付日前に配送された場合、冷蔵保存し、10 月 24 日(月)に配送されたものとして実施する。  
配送日が 10 月 25 日(火)以降となった場合、配送日を配付日に置き換えて、1 日目として実施する。ただし、事務局にその旨連絡すること。

#### 6. 報告書等の入力における留意点

- 1) 測定結果等は、別添のワークシートに必要な内容を入力すること。
- 2) 報告書には、分析者の当該分析項目での経験年数、昨年度の分析検体数を記入する。
- 3) 分析結果は、分析溶液中の濃度で表し、有効数字 3 桁(4 桁目を四捨五入する)とする。ただし、最小報告位と濃度単位は下表のとおりとする。

項 目	最小報告位	濃度単位
色度	小数点第二位 注1	度
マンガン	小数点第四位	mg/L

注1 比色法を採用する場合は小数点第一位

※3)は、有効数字3桁とするが、測定精度を考慮し、最小位を制限することで意味のない値を採用しないようにした。従って有効数字3桁としたときに、表の位より小さい位を採る場合は、有効数字3桁にかかわらず、少ない桁数で報告すること。

\*ただし、有効数字3桁で丸めた結果において、3桁目が表の最小報告位を下回ることが無く、なおかつ、“0”となった場合は必ず“0”を記入する事。

例【桁数】有効数字3桁、小数点第四位

0.123456 → 0.123

0.0123456 → 0.0123

例【“0”の記入】

12.98 → 13.0

0.01298 → 0.0130

1.298 → 1.30

0.001298 → 0.0013

## 7. 報告書等

各検査機関は、分析が終了した後、以下の1)～4)を作成し、メールで提出すること。ただし、郵送等の場合はUSBメモリに保存し、提出すること。

### 1) 測定結果

エクセルファイルに必要事項を入力したもので、PDF化しないこと。

### 2) 測定野帳等

試料のクロマトグラム、検量線及び標準溶液のクロマトグラム並びに濃度計算書等をPDF化したもの。

### 3) 分析方法フローシート

前処理方法、用いた試薬の種類・量、検水量、試験溶液量、機器の測定条件等をできるだけ詳しく記載し、PDF化したもの。

### 4) 令和4年度飲料水検査精度管理調査アンケート

1) 測定結果と同じエクセルファイルに必要事項を入力したもので、PDF化し

ないこと。

※注意) 提出する際、各機関で必ず最新のデータによるウイルスチェック行ってください。

8. 受領書（譲受書）について

色度及びマンガンは、毒物及び劇物取締法の指定を受けていませんので、今年度は譲受書がありません。

9. メールでの提出先及び調査に関する問い合わせ先

一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 大和田

E-mail: [kyueikyo@kyueikyo.jp](mailto:kyueikyo@kyueikyo.jp) FAX:044-270-4376

※必ずメール又は FAX で連絡すること。

10. 報告書の提出期限

令和4年11月14日（月）必着

11. 報告書の提出先

一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 宛

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6